

第4次秋田市犯罪被害者等支援推進計画（素案）へのご意見等および本市の考え方

- 意見募集期間 令和7年12月22日（月）から令和8年1月21日（水）まで
- 意見等提出者および意見等の数 5機関・17名、35件
- 寄せられた意見および本市の考え方（関係機関等による文言修正依頼4件は省略）

番号	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	計画全般	意見なし	計画（素案）に賛同いただけるご意見として承りました。
2		素案のとおりで宜しいと考えます。	
3		計画は、すばらしいと思います。	
4		目標設定が困難であることは理解していますが、定期的に（年1回程度？）計画の内容や具体的な取組等を検証する仕組みが必要ではないでしょうか。	秋田市犯罪被害者等支援施策庁内連絡会議を活用し、計画の取組状況を検証する仕組みについて、検討してまいります。
5		犯罪被害者支援に使える制度を漏れなく拾い上げていること自体はよいが、逆に、秋田市がどこに重点を置いて取り組んでいるのかが見えづらい計画になっているように思われる。また、経済的支援への取組について、「ア 犯罪被害者等見舞金の支給」以外の項目は、生活困窮者などへの一般的な経済的支援策であり、犯罪被害者の支援として特化しているものではない。記載のある施策が一般的になされることは当然として、さらに犯罪被害者に対してはその状況に鑑みてプラスαの支援を講じるような計画が策定されるべきではないか。	本計画においては、P6の支援体制に記載しているとおり、ワンストップサービスの実施とプライバシーの保護、関係機関との連携により、犯罪被害者等の多様なニーズに応えることに重点を置いております。具体的な取組として記載している制度等については、ケースに応じて必要とされる支援を漏れなく抽出できるよう網羅する形となっておりますので、ご理解をお願いいたします。 犯罪被害者等に関する経済的支援については、国の犯罪被害者等施策推進会議決定（令和5年6月）に基づき、犯罪被害給付制度の抜本的強化として、令和6年度に遺族給付金等の大幅な引き上げがなされているように、居住地による格差が生じないよう、国において取り組むべきものと考えております。
6		第3次計画に対する評価、及びそれを踏まえて今回の第4次計画でも引き続き実施することにしたのはどれか、あるいは改善することにしたのはどこか、などが明確でない。これらについて独立の項目を立てて確認することも必要ではないか。あわせて、制度の利用実績などについても他県の自治体の実績と比較しつつ掲載することで、改善すべき点がより明確になるのではないか。	本計画は、個別の事情に応じた適切な対応のほか、関係機関（警察、支援団体）との連携体制の整備といったプロセスや体制に関することを重視し策定しているものであり、個別のケースへの対応により評価されるものと考えております。
7	趣旨 P1 詐欺の被害に遭った際の心情について	お気持ちを受け止めさせていただきました。	
8	支国 援の 県に 動による	P4 図2について、図1がない。「出典～」「～から抜粋」が良いのではないか。	別資料からの抜粋であるため、当該資料の番号が付されております。抜粋であることが分かりやすいよう、説明を図の上に表示しました。
9	県が「多機関ワンストップサービス」体制を構築した後、本計画にいつどのように反映していくのか、分かりません。計画に記載するか、他の手法で説明していくのが良いかご検討ください。	ご意見を踏まえ、多機関ワンストップサービスおよび犯罪被害者等支援コーディネーターについて、P6の支援体制、P7の支援体制フロー図に追記しました。	
10	支 援 体 制	P5以降に犯罪被害者等支援コーディネーターによる市町村に対するアドバイザー機能の発揮について掲載がないがよいのか。	ご意見を踏まえ、多機関ワンストップサービスおよび犯罪被害者等支援コーディネーターについて、P6の支援体制、P7の支援体制フロー図に追記しました。
11		P6 本県の被害者支援に関する条例、基本計画については、県民生活課が所管し統括していることから、県民生活課を筆頭に掲載し、同じ行政機関である警察本部、民間団体である被害者支援センターの順とすることが望ましいと思料します。	関係機関等については、事案が発生した際に本市総合窓口と直接連携すると想定される順番で記載しております。
12		P6 秋田県被害者支援連絡協議会は、行政機関、民間団体による緊密な連携と相互協力により被害者等の相談、被害の回復・軽減等を効果的に推進することを目的としています。 秋田市も会員となっており、同協議会の会員との連携を図る場合を想定し、同協議会との連携を盛り込んではいかがでしょうか。	秋田県被害者支援連絡協議会は、各警察署における取組の報告や会員による意見交換、研修の場として有益な会議と捉えておりますが、本計画における支援体制には、事案が発生した場合に直接連携することが想定される機関等を掲載しております。
13		P7 「支援体制フロー図」において、初期段階の相談・問合せ・被害申告等を受け付ける組織として、秋田市では市立病院を持っているが、DVや虐待、性被害が窺われる案件などを市立病院で受け付けた場合は、県や県警などと一緒で初期相談の枠に入らないのか。また、大学病院や県が管轄する医療機関はそれぞれの管轄する役所が担当するのか。一般の個人病院などの医療機関の位置づけを検討しないのか。	医療機関に関わらず、一般的にはDVや虐待は関係機関へ、犯罪が疑われる場合は県警に通報することとなり、その後の対応については必要に応じて判断されるものです。
14		P7 犯罪被害者（とその家族）が相談する総合窓口を1本化しておくことが重要と考える。心身共にダメージを受けている場合「どこに相談するか」など調べたりする余裕はないため、1本化しておき市民によく事前（日頃）から通知・認識してもらっておくことも必要になる。 7ページには、被害者等からの相談が警察やその他の組織にも行くようになってきているが、これだと個々の案件毎にそれぞれ対応され「連携」とはなっているが迅速に動けるか不安である。	P6の「3 支援体制」に記載のとおり、市民相談センターが犯罪被害者等支援の総合窓口として、関係課所室との連携によりワンストップサービスを実施するとともに、総合窓口について周知を図ってまいります。 複数の機関・団体による支援が必要と見込まれる場合は、令和8年度から県が配置する犯罪被害者等支援コーディネーターと連携し、円滑な支援を行ってまいります。
15		体制 支 援 整 備 の た め の 取 組	P8 第4次秋田市犯罪被害者等支援推進計画の内容は細かく分けられており、ていねいに支援やケアに取り組む姿勢が見られると思います。窓口が市民相談センターに一元化で、職員も研修会等で知識と意識の醸成に努めるのはよい事です。ただ、相談内容によっては守秘義務が必要な案件も多いと思うので、よりスムーズに連携ができるよう、各関係課所室の（担当）職員にも、研修会等で知識や意識の醸成を努めてもらいたいと思います。双方がより円滑に連携できるのではないかと思います。
16	P8 ウ 職員研修会の実施 この中には「支援に必要な知識の習得と意識の醸成に努める。」と記載されておりますが、情報セキュリティも含まれるのでしょうか？被害者にとっては、他人に絶対に知られたくないこともあるかもしれません。情報セキュリティは個人（担当者）の意識と技術的・組織的な対策のバランスによって成り立ちます。この部分も重要と考えますので追記の検討を御願い致します。	情報セキュリティについては、市全体で取り組む重要課題であり、全職員を対象に継続的に研修を実施しております。	
17	経 済 的 支 援 へ の 取 組	P9 見舞金30万、10万は少ないと思います。 医療費も自己負担なく支援して欲しいです。	取組に対するご意見として承りました。
18		P9 「イ 高額療養費の支給」は、一般の会社健保や協会けんぽなど他の健保組織との高額療養費制度とどのように関連するのか。	高額療養費制度は、国による公的医療保険制度であり、加入している医療保険制度ごとに適用されます。
19		P9 生活保護制度について 通常の制度適用なら記載不要。本来ならば支援を踏み込んで充実すべきことを記載してほしい。どうしても記載したいのならば、これらの縦割りの支援がワンストップサービスで受けられるとか制度改善に取り組んでほしい。	P6の「3 支援体制」に記載のとおり、市民相談センターが犯罪被害者等支援の総合窓口として、関係課所室との連携によりワンストップサービスを実施してまいります。
20		P10 オ 各種市税等の減免や納付に関する相談 市・県民税等の減免相談とあるが、その他の税金も含めてしっかりと減免すべきで相談だけでは支援になりません。しかも各窓口に行かなければならず、ワンストップサービスでできないのは、行政の怠慢だと思います。	P6の「3 支援体制」に記載のとおり、市民相談センターが犯罪被害者等支援の総合窓口として、関係課所室との連携によりワンストップサービスを実施してまいります。
21	P10 カ 子育てに係る負担の軽減「(7) 助産制度」の対象者は国民健康保険加入者を対象としたものかどうか。 「(x) ひとり親家庭への保育料助成」は、対象家庭の親が、父または母のどちらかのひとり親家庭でも該当するのでしょうか。	助産制度については、加入している健康保険の種類にかかわらず使用可能です。 ひとり親家庭への保育料助成については、母子、父子共に利用可能です。	

番号	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
22		P 1 1 「(オ) 就学費用等の貸付」義務教育と違って高校以降の進学については、就学費用を貸付することになると思うが、特に大学生で奨学金などの支援を受けた学生の場合、卒業後の返済に大変苦しめられているという話を聞きます。秋田市としては、返済しやすくするために何か考えはないのか。例えば、地元で就学して一定期間働いた場合は返済を免除するとか、就学費用の半分は返済しなくても良いとか。	制度に対するご意見として、関係課所室へ情報提供します。
23		P 1 1 (オ) 就学費用の貸付 貸付ではなく給付にしなければ支援ではないです。	制度に対するご意見として、関係課所室へ情報提供します。
24		P 1 3 「ア インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の案内」 行政機関では、インターネットでの誹謗中傷等の相談があっても、司法機関ではないのでなかなか対応が難しいと思います。被害を受けている人は、たいてい警察や弁護士事務所などに行くと思いますが、過去に市役所に相談に来たケースはあるのでしょうか。過去に無いとすれば、あえてこれを載せる必要があるのでしょうか。	総務省が示している「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」を参照し、相談者の要望に応じた相談機関を案内するもので、今後、相談を受ける場合を想定し掲載しております。
25	精神的・身体的被害の回復・防止等への取組	P 1 3 「オ 秋田市障がい者虐待防止センター」障がい者施設での虐待は、けがなどを診療する医療機関や内部からの告発などが無い限り発覚し難いと思います。また、障がい者や高齢者への虐待事業案はしょっちゅうニュースになっています。秋田市では、施設への不定期的な抜き打ち検査や現場職員などへのヒアリングによる予防策を講じることは考えていないのか。	制度に対するご意見として、関係課所室へ情報提供します。
26		P 1 3 (2) 安全の確保「ア 住所情報の保護」DVやストーカーなどの被害者が、引っ越しなどにより身を隠しても、加害者が役所に照会して転居先やシェルター先が判明し、残念ながら事件が起きることがよくあります。庁内関係課所室及び関係他市町村との連携を図るというが、具体的には今までどのようなことを実施し、これからさらにどのように発展させて徹底していくのか教えてほしい。	DVやストーカー等の被害者への「住所情報の保護」については、住民基本台帳法および同法施行規則に基づき、総務省事務処理要領や総務省通知により運用を行っております。本市としては、支援措置の申出があった時点で、発行制限入力等のシステムへの確実な設定を行い、速やかに庁内関係課所室へ支援措置対象者であることの連絡票の送付や他市町村に対しては電話および通知による情報共有に努め、適正な運用を行ってきました。今後も総務省の通知等に注視しながら、制度についての正しい知識を持つとともに、迅速かつ確実な対応に努めていくこととします。
27		推進計画の適否への意見は特にありません。 取組に対する意見として、既に実施しているとは思いますが、市が主催する各種イベントや市内で開催されるスポーツイベント等に犯罪被害者等を招待して、少しでも元気を取り戻せる機会を増やす取り組みは効果があると思います。 それぞれ希望もあるかと思いますが、会場の熱気を感じてもらい、イベント参加者・出場者と交流することは、犯罪被害者等が少しでも前を向くための励みになるのではないのでしょうか。 イベント主催者側に対して、「犯罪被害者等招待枠」を設けるように、あらかじめ申し入れする制度があればいいと思います。	取組に対するご意見として、関係課所室へ情報提供します。
28	市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	被害に遭った方の日常生活を取り戻すためには細やかな支援が大切だと思います。「推進計画」支援について社会全体の問題として市民1人ひとりに知ってもらう必要があると思います。 そのためには「推進計画」支援を私たち市民のだれもが理解して納得するわかりやすい言葉にして広報啓発活動に取り組んでいただきたい。	P 1 4の「4 市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」(1)アに記載のとおり、広報あきたやホームページ、公式SNS、リーフレット等を活用した情報発信のほか、犯罪被害を考える日、犯罪被害者月間に併せた啓発活動により、理解促進を図ってまいります。
29		P 1 4 私自身このような取組があること自体知りませんでした。多くの人に理解してもらうために効果的な広報・啓発活動をしていくことが大切だと思います。 町内会を利用したリーフレット全戸配布や集客を見込めるイベントにタイアップし、理解促進を図るなど工夫していかなければいけないと感じました。	P 1 4の「4 市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」(1)アに記載のとおり、広報あきたやホームページ、公式SNS、リーフレット等を活用した情報発信のほか、犯罪被害を考える日、犯罪被害者月間に併せた啓発活動により、理解促進を図ってまいります。
30		P 1 4 市民の理解の増進については、もう少しアピールをふやした方がよいと思います。正直、このような支援があること、私はわかりませんでした。 私は少し、視力が悪く、あまり文字、活字が細かいのは読みません。また、ホームページ、SNS等もあまり活用しないです。そのような市民もいますので情報の発信にもうひと工夫をお願いします。	P 1 4の「4 市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」(1)アに記載のとおり、広報あきたやホームページ、公式SNS、リーフレット等を活用した情報発信のほか、犯罪被害を考える日、犯罪被害者月間に併せた啓発活動により、理解促進を図ってまいります。 また、リーフレット作成に当たっては、読みやすい紙面となるよう配慮します。
31		P 1 4 県の第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画では、「学校及び家庭における犯罪被害者等支援に関する取組の充実」において、教育庁（義務教育課、高校教育課など）及び県警察が取り組む施策を明示しているところ、義務教育課に関する施策については、市が中心となり取り組むものと思料します。 県の計画では具体的な取組内容が明示されており、その中で市が取り組む施策について、記載してはいかがでしょうか。	現時点（令和8年2月）では、第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画は令和8年度からの施行に向けて策定中の案であり、県の義務教育課による個別の取組については、今後、県より働きかけがあった際に各市町村が状況に応じて対応するものと捉えております。